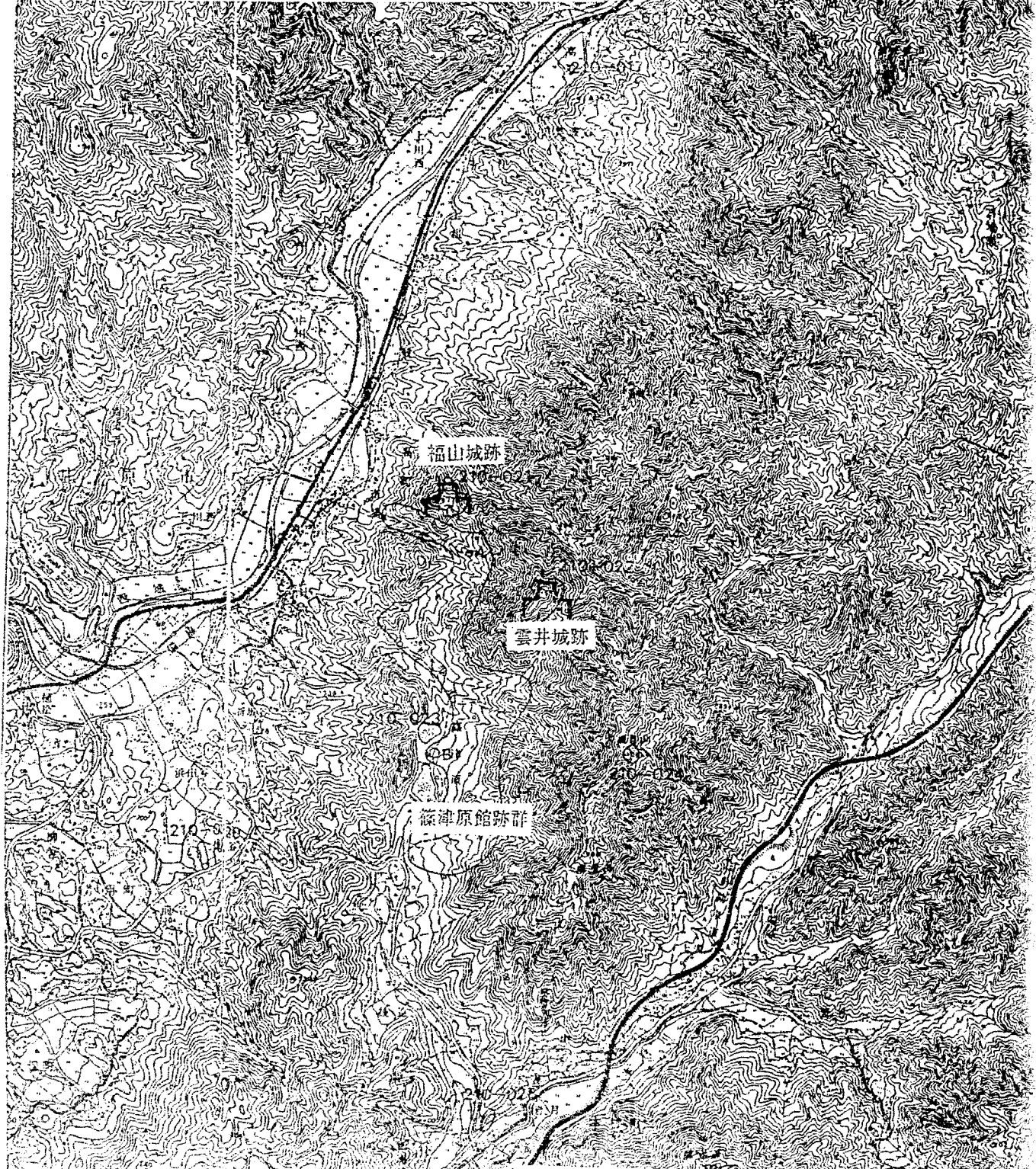


# 雲井城登山例会







# 山内首藤氏と高郷

木下和司

## 1 山内首藤氏と地毘庄

山内首藤氏は、相模国鎌倉郡山内荘（神奈川県鎌倉市の北部、および大船市の一部）を本貫地とする武士です。源頼朝の挙兵に際して、山内経俊が平家方に味方したために山内庄を取り上げられています。しかし、経俊の母が頼朝の乳母であったために許されて、母の私領であった早川庄一得名の領有を許されています。その後、経俊とその子息重俊が幕府方として活躍したため、陸奥・信濃・摂津などの地頭職と伊勢守護職を与えられました。元久元年（一二〇四）五月十日、伊勢・伊賀地方での平家残党の蜂起に際して卑怯な振る舞いがあったとして、山内氏は伊勢の守護職を解任されています。翌元久二年九月には守護職の復活を求めて運動していますが、復職は認められませんでした。『山内首藤家文書』の中にある「山内熊寿九代道圓文書目録」（二四）や「山内氏重書目録案」（五三）に「一通 地毘庄御下文 元久元年十二月卅日」とあることから、山内氏が守護職の回復を求める運動の中で地毘庄の地頭職を獲得したのではないかと思われます。

山内氏が峡隘であった相模国の一得名を捨て、一族の勢力拡大を目指して地毘庄に移住したのは山内資通の時だと思われます。『芸藩通史』によれば、資通は正和五年（一一三六）に新市村部山に至り城を築いたことになっていま

す。以後、毛利氏に従って長州に移るまで山内氏は備北の地で勢力の拡大に努めることとなります。

## 2 山内首藤氏と高郷

中世の高郷は、現在の庄原市高町の地を指す考えられ、『和名抄』に記されている三上郡多可郷に当たると思われます。この高郷は近世の地名でいう高・川西・小用・大久保・永末・高門の六ヶ村を含む地域だとされています。中世になると高郷にも地毘庄の地頭・山内氏のが勢力を伸ばしています。山内氏は南北朝期の争乱に対処するため、応安七年（一三七四）三上郡高郷地頭職及び同郡永江庄半分を兵料料所として預け置かれています。

### 五七 「今川頼泰預ヶ状」

備後国三上郡内高郷地頭職、同郡内永江庄半分事、為兵料料所々預置也、守先例可致其沙汰之状如件、

（頼泰）  
右衛門尉（花押）  
応安七年七月廿二日

山内下野守殿

永江庄とは現在の庄原市の市街地付近を指しており、この時の預け置きにより山内氏は地毘庄から東方へ向かって進出する糸口を得たこととなります。しかし、この文書にあるように高郷に対する山内氏の支配権は、兵料料所として一時的に預け置かれたものであり、恒久的な支配権ではありませんでした。山内氏の高郷に対する支配権がどのよう

に確立されていったかを示す史料は、『山内首藤家文書』にも認められず正確な事は分かりません。次に『山内首藤家文書』に高郷の名前が現われるのは、年欠の文書ながら「塩冶氏盛書状」です。

一七七 「塩冶氏盛書状」

(端裏捻封ウハ書)

塩冶彦三郎

(豊成)

山内太和殿 御宿所

氏盛

宮高方知行分高郷之事、依有御由緒、御安堵御判可有御申之由、委細心得申候、以面申談候上者、縦御屋形様御難渋候共、涯分可申達候、聊不可有如在儀候、恐々謹言、

九月五日

氏盛(花押)

文書の発給された正確な年代は分かりませんが、明応の政変に関係した書状だと考えられるため、明応二年(一四九三)頃のものと思われる。この書状に書かれた「御由緒有るに依つて」とは、応安七年の「今川頼泰預ケ状」若くはその後に行われたかもしれないに地頭職の補任をさすと思われる。

「塩冶氏盛書状」によれば十五世後半の一時期、高郷は宮氏の領有に帰していたようです。ここで言う宮高方とは、どの系統の宮氏かは不明ですが、備北に勢力を伸長していた宮下野守家か、後述する十六世紀中頃の情勢を考慮すると久代宮氏の系統かと思われる。『山内首

藤家文書』を調べてみても高郷に関係する文書は非常に少しかありません。地頭職等の補任に関するものは、先の「今川頼泰預ケ状」のみで他にはありません。これは、山内氏の本拠地であった地毘庄、守護給分として与えられた泉田庄や信敷庄東方等と比較すると大きな違いです。もう一つ山内氏が勢力を延ばした地域で領有に関する文書の少ないのが永江庄です。永江庄は應永十七年(一四一〇)の「建仁寺領諸国注進目録ノ事」(『建仁寺旧記』)には「備後国永江庄ノ地頭職」とみえて、永江庄地頭職は建仁寺が保有していたこととなります。建仁寺は京都五山の一つですから、永江庄地頭職はおそらく室町將軍家の寄進によるものと考えられ、永江庄は將軍家料所であったのではないかと思われます。ここで振り返って高郷のことを考えて見ると、高郷に関してその領有権を争っている宮氏は室町將軍家奉公衆であり、備後国に於いても將軍家料所を多数預け置かれていたと思われる。有名な「康正二年造内裏段錢并国役引付」には「拾貫文 宮下野守殿 備後国之段錢」とあって具体的な郷莊名は記載されておらず、宮氏が備後国に將軍家料所として預け置かれた散在所領を持つていたと考えられています。つまりこの宮氏に預け置かれた將軍家料所の一つが高郷ではなかったかと考えています。

『山内首藤家文書』に含まれている所領給付及び所領安堵に関する文書を見て行くと、康応二年(一三九〇)の山名時熙の信敷庄東方の給付以来、山内氏が守護山名

安堵に関する文書を見て行くと、康応二年（一三九〇）の山名時熙の信敷庄東方の給付以来、山内氏が守護山名氏と強く結び付き守護給分による所領給付を通じてその勢力を延ばして行ったことが良く分かります。しかし、高郷や永江庄に関しては明応の政変に関して発給された明応二年（一四九三）の永江庄（本村を除く）給付に関する文書が初見であり、高郷・永江庄は本来守護の権限が及びずらい地域ではなかったかと思われれます。つまり高郷・永江庄は將軍家料所であったために、応仁・文明の乱を通じて將軍の權威が完全に有名無実になるまで守護の所領成敗権が及びずらく、在地の有力者である山内氏に対しても所領給付に関する文書を発給できなかったのではないかと考えられます。応安七年（一三七四）の半濟給付を足掛りとして高郷に勢力を延ばした山内氏は、半濟停止後も実力でもってその勢力を扶植し続けたものと考えられます。確証はありませんが、半濟停止後、高郷は將軍家料所として宮氏、おそらく下野守家に与えられたと思われれます。このことが高郷を巡る山内氏と宮氏の確執の原因になったのではと考えています。高郷を宮氏が領有していた証拠としては、「山内隆通知行書立案」（三〇四）に、

「一 高小用七百貫、但、比内當国一宮領数多有之」

とあることが挙げられます。宮氏は高郷の領有中に氏神

である備後一宮吉備津社に高郷内の所領を多数寄進していたものと思われれます。

以上、述べてきたことを直接に論証する史料を現時点では見つけられてはいませんが、間接的に示唆する史料としては『山内首藤家文書』に含まれる山内氏の譲り状が挙げられます。文明十五年（一四八三）、山内豊通（豊成）が嫡子直通に宛てた譲状に添付された「山内豊通讓與本領給分日記」及び「山内豊通讓與請地日記」には、高郷・永江庄はともに記載されていません。高郷に關しては宮氏との確執があり、永江庄に關しても江田氏や毛利氏との確執があつたのではないかとと思われるため、高郷・永江庄に対する山内氏の支配は安定してはいなかつたと思われれます。しかし、この時点で山内氏の勢力が高郷・永江庄に及んでいたことは確実であるのに、二つの地域に関する記載が先の両文書に全く無い理由は何なのでしょう。一つは確かに二つの領域の支配が安定していなかつたためでしょうが、もう一つ大きな理由は高郷・永江庄がともに公に領有を主張できる地域ではなく実力で押領した土地であつたためと思われれます。つまり文明十五年は応仁・文明の乱終結後、十年しか経過しておらず、如何に零落したとはいえまだ室町將軍家の權威が生きており、守護も国人も將軍家料所に関して公には云々できなかつたと思われれます。

そんな時代状況のなかで興つた明応の政変は、備後国内の状況を一変させてしまします。備後の国人どうしが

現守護山名俊豊方と前守護山名政豊方に分かれて戦うことになったのです。この戦いは守護家の内部分裂と言う一面と国人衆の勢力争いと言う二つの面を持っていました。この時、国人衆の有力者として山内氏は俊豊方に、宮氏は政豊方に属しており、「塩冶氏盛書状」(一七七)、「山内俊豊書状」(一六三)は共に俊豊方が山内豊成の要求を受け入れたものと考えられます。山内氏の高郷に対する守護俊豊の承認によって一応の大義名文を得られた訳ですが、その所領支配は安定せず、西城大富山に本拠を置く久代宮氏との所領争いが続いています。久代宮氏については、田口会長が「久代宮氏の出自について」(『備陽史探訪六八号』所収)に書かれているように、天文十年(一五四一)に断絶した宮下野守家の跡を襲い旧奴可郡一帯を支配した一族であり、宮上野介家の一門・宮氏兼の家系と考えられます。久代宮氏は下野守家の旧領であった高郷の領有を主張して山内氏と激しく戦いました。この時の戦いが「久代記」に残る篠津原の合戦等の争いではないかと思つています。

### 3 山内首藤氏と雲井城

雲井城は庄原市高町にあり、西城川の川筋に沿って東北に進むと久代宮氏の居城大富山城のあった旧奴可郡西城に至ります。地毘庄から南に向かつて永江庄・信敷庄・泉田庄へと進出した山内氏にとって、備後の最有力国人である宮氏との接点となった高郷は戦略上の要衝であ

つたと思われれます。高郷を宮氏に抑えられた場合、信敷庄や永江庄が宮氏の脅威にさらされることになるため、信敷庄と高郷の境にあたる篠津原の雲井山に城を築き、宮氏に対抗したと考えられます。

久代宮氏の台頭以前、山内氏と宮下野守家の対立の状況は不明ですが、それほど強いものではなかったかもしれません。それは、文明六年(一四七五)には下野守家の人物と思われる宮盛忠が山内豊成にたいして小条孫右衛門尉跡を譲り渡したり、明応五年(一四九六)には下野守家惣領宮政盛が山内直通に未渡村を譲り渡したりしており、この頃には何らかの妥協もあったと思われれます。しかし、宮下野守家が断絶し、奴可郡一帯に久代宮氏が台頭してくるとその確執が激しくなつたと考えられます。山内氏と久代宮氏の高郷を巡る確執がかなり激しかったことには、二つの証拠があります。一つは、『久代記』に次のような記述があることです。「山内直通領分ト宮景盛領分トノ境に高村ト云所アリ両家数年此境ヲ論シ確執更ニ止」なかつたと書かれています。そして永禄二年(一五五九)には山内氏と久代宮氏は、团司川原や篠津原で戦つたとされています。この時、信敷庄・高郷の防衛拠点として雲井城も強化されたと思われれます。二つ目の証拠は、『山内首藤家文書』に残る「山名祐豊加判塩冶綱條書」(二一一)や「山内隆通條書并毛利元就等連署返書」(二一六)に表れている宮家跡職への山内氏の執着です。「山名祐豊加判塩冶綱條書」は、山

答えています。この書状は年欠でうるため、いつ発給されたものか不明ですが、宮家跡職が下野守家跡を指すとすれば、宮下野守家が断絶した天文十年頃のものと思われれます。『大館常興日記』天文十年（一五四一）八月四日の条に「（前略）宮下野守跡たんせつについて宮彦次郎知行切とり候て大内方と一所也、仍彦次郎方より宮惣領職望申候云々」とあって、宮下野守跡職を大内方の宮彦次郎が押領して幕府に宮惣領職を要求していたことが分かります。この宮彦次郎が久代宮氏だとすれば、同じく備北の宮下野守跡代官職を狙う山内氏との間に強い確執がもたれたことが理解できると思います。

#### 4 雲井城と毛利氏

山内氏は、天文二十二年（一五五三）に毛利氏の支配下に入ります。同じく天文二十二年には久代宮しも毛利隆元の師である小奴可宮氏出身の興禪寺策雲の計らいによつて毛利氏に属しており、この時点で雲井城は毛利対尼子の最前線ではなくなり、従つて現在残っている雲井城の石垣は、毛利氏の援助を受けることなく山内氏が独力で築いたものと考えられる方が良いでしょう。しかし、山内氏が単独で築城したとすると、本城である甲山城よりも防備の厳重な総石垣造りの城を高郷に築き、篠津原に家臣団の住む屋敷群を造つた理由が分からなくなり、現存する史料に残っていない毛利氏と尼子氏の激突がこの篠津原一帯でおこなわれたのでしょうか。想像し

てみるのも面白くと思います。

高郷は毛利氏の時代、最終的には山内氏の支配に帰したようです。前述の「山内隆通知行書立案」（三〇四）にあるように高・小用は七百貫の地として山内氏の所有するところとなりました。また、弘治三年（一五五七）のものと考えられる「毛利元就自筆書状」（『毛利家文書』）に

「山内大和守者、高七百貫、長江三百貫、四ヶ村四百貫、其外式千貫程之隠居分にて候つる」

とあって、山内氏による高郷の領有は毛利氏の承認を得たようです。そして、天正十九年（一五九一）、毛利氏が広島城を築城して移るにあたり、山内氏も広島に移住することになり雲井城も廢城となつたと考えられます。





くもい  
**雲井城跡** (要害山城跡, 篠津原城跡) 庄原市高町

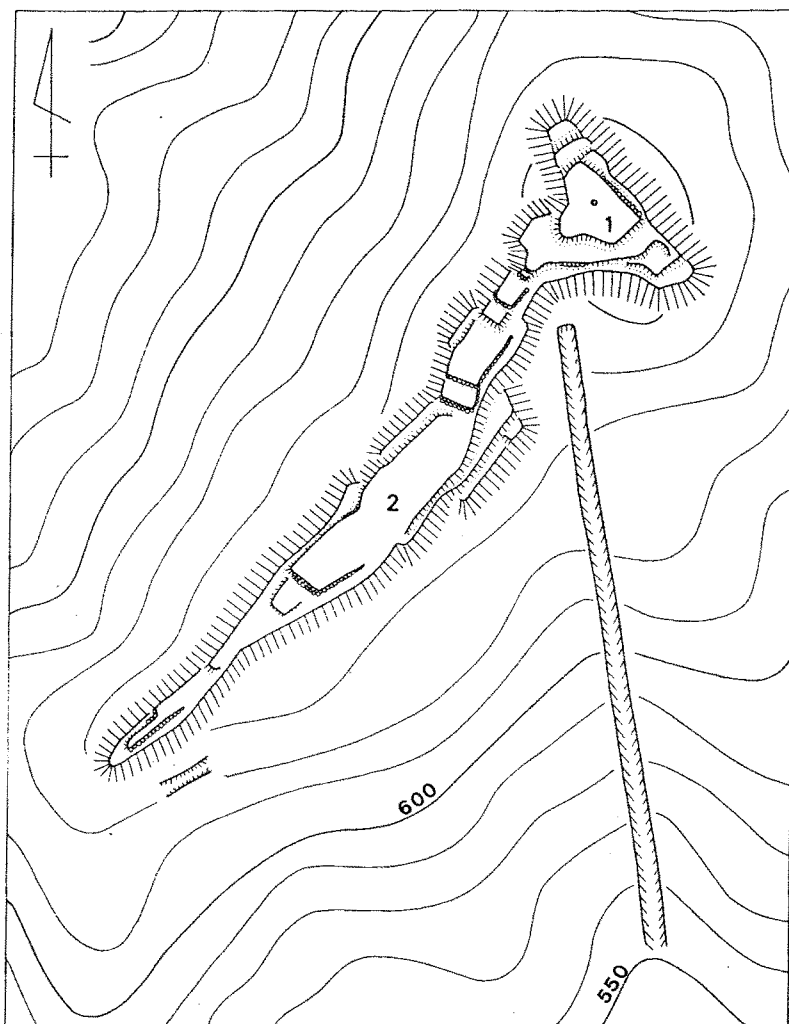
現状 山林 保存状況 完存 立地 丘陵頂部 標高659m 比高380m

史料 『芸藩通志』巻121・125

参考文献 「庄原市高町の篠津原館址の調査報告」, 『山内首藤氏の支城・雲井城について』, 『日本城郭大系』

概要

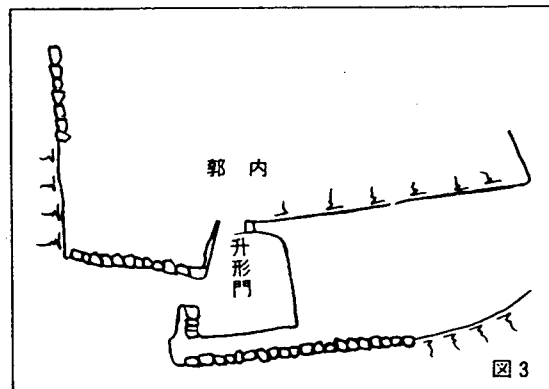
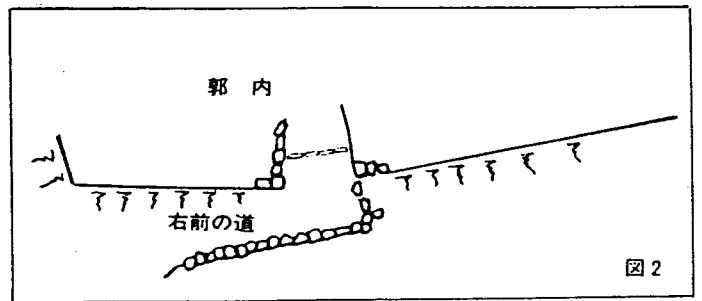
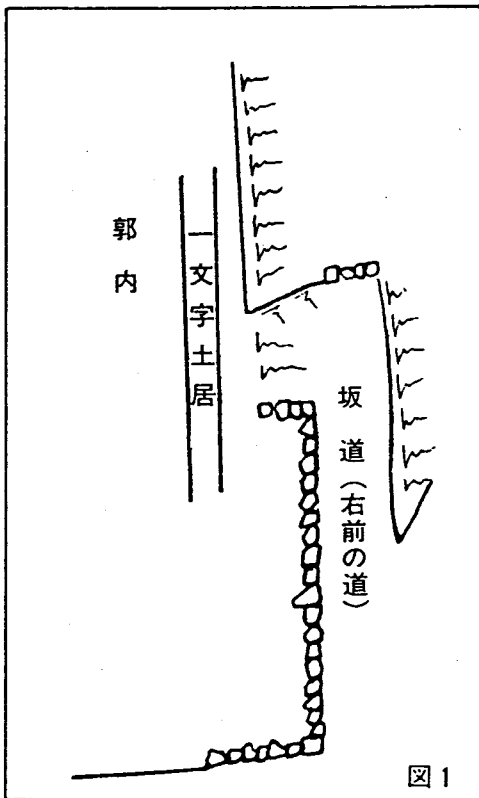
最高所の1郭中ほどには径約2mの井戸がある。この1郭から南西尾根上に郭が並び、所々に石垣が多用されている。郭群をつなぐ通路は南側を通っている。北西麓からの登城路は2郭北西端に取り付く。



雲井城跡略測図 (S=1:2,000)



雲井城本丸（要害山頂上）の石垣



しのつはら

**篠津原館跡群** 庄原市高町

現状 山林 保存状況 完存 立地 丘陵先端・丘陵裾部 標高350~450m 比高1~5m

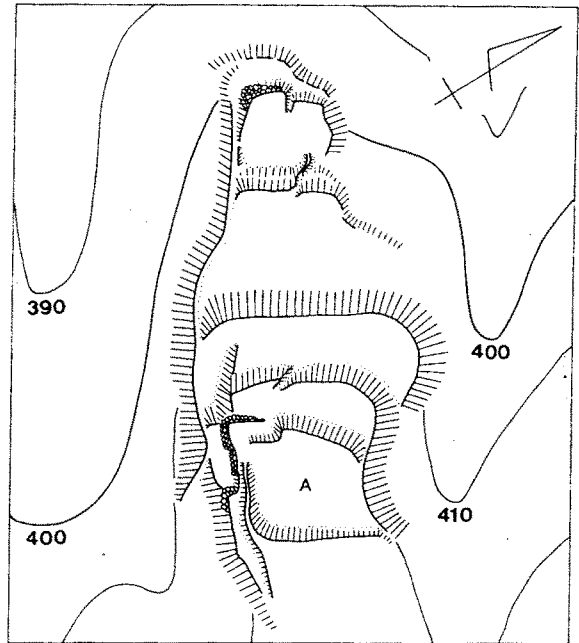
参考文献 「庄原市高町の篠津原館址の調査」, 『中国縦貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書(1)』, 『山内首藤氏の支城・雲井城について』, 『日本城郭大系』, 『広島県の主要城跡』

**概 要**

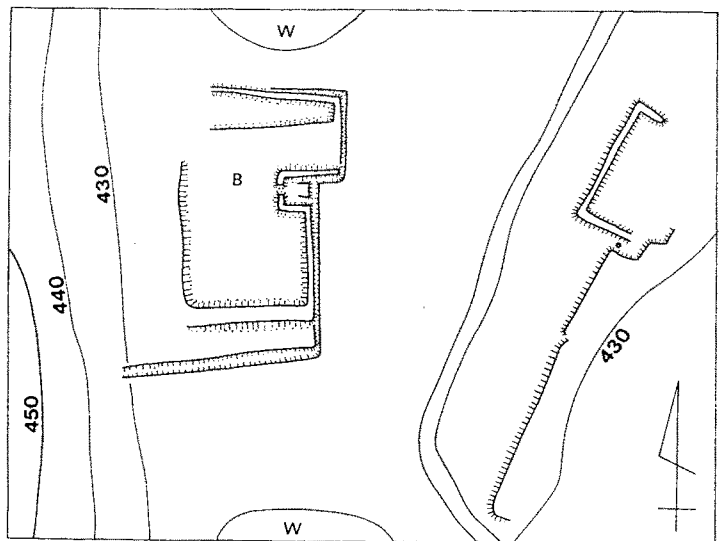
福山城跡の南麓, 雲井城跡の西から南にかけての裾野に館跡群が広がる。全域の詳細分布調査は実施していない。館跡群のうち, 最大級の規模の二つの遺跡(A・B)を図化した。

Aは27m×35mの規模で, 西端に切岸部分を石垣で固めた榊形がある。この北西下に二段の平坦面が広がり, 不整形な緩斜面のさらに先端に20m×25mの郭がある。この郭の北西辺の中央部に坂虎口があり, これより南側の切岸は石垣となる。

Bは高池と小用池の間に位置し, 土塁と堀に囲まれた70m×30m程度の規模である。東辺中央にある虎口は土塁と堀に囲まれている。



篠津原館跡群A遺跡略測図 (S=1:2,000)



篠津原館跡群B遺跡略測図 (S=1:2,000)

ふくやま

## 福山城跡 庄原市高町

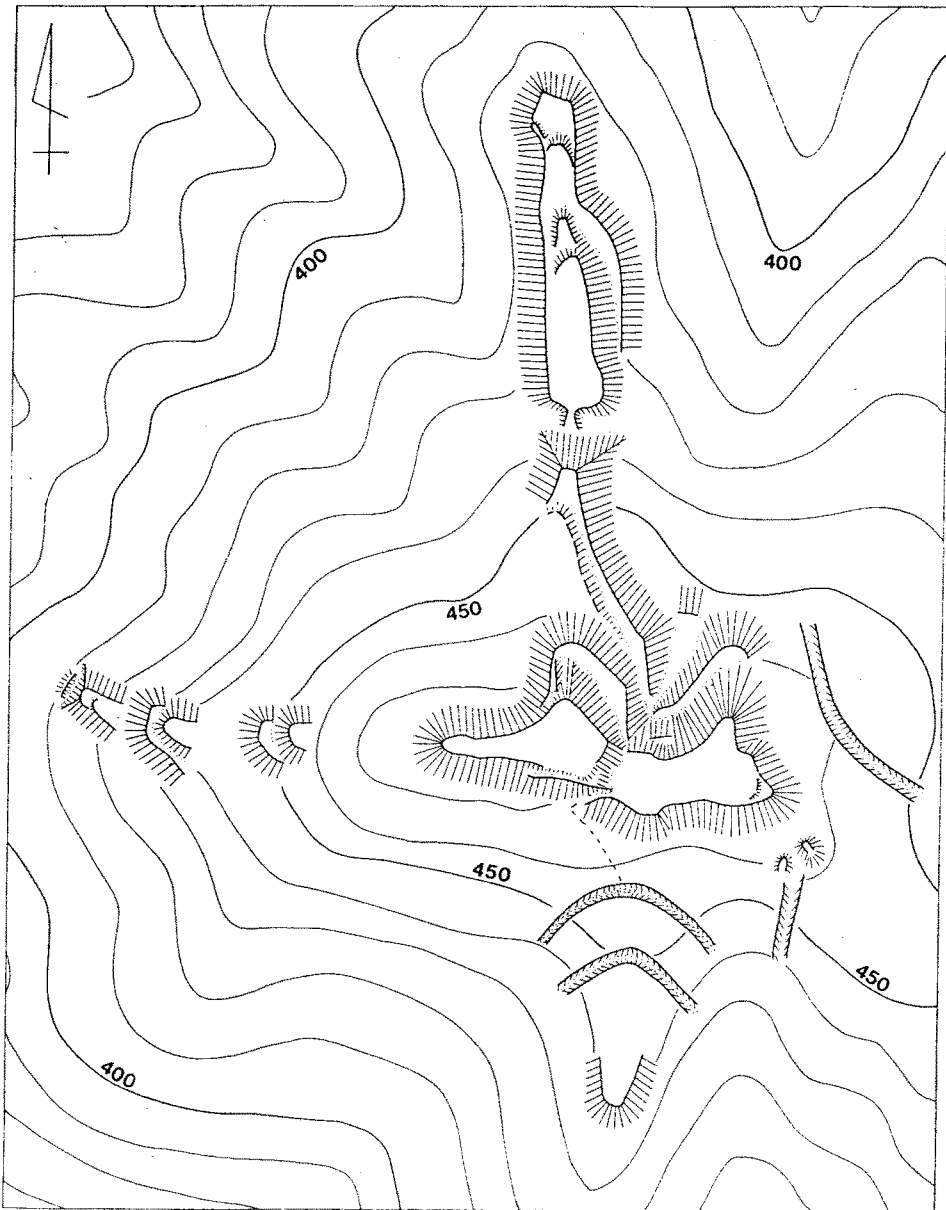
現状 山林 保存状況 完存 立地 丘陵頂部 標高477m 比高200m

史料 『芸藩通志』巻121・125

参考文献 『山内首藤氏の支城・雲井城について』、『日本城郭大系』

## 概要

東西に延びる山頂郭群，ここから西下に続く小郭群と北に延びる細尾根上の郭群，及び堀切などからなる。最高所の1郭は45m×5～20mの規模で，北側に通路が取り付き3m下の郭につながる。1郭の東に2m低く2郭があり，南西端に虎口が開き南下の堀切に続く。2郭の北下3mから幅5m弱の通路が北に延び，先端にわずかな平坦面がある。その下5mに土橋を伴う深さ0.5mの堀切があり，ここから北側に4段の長大な郭が広がる。



福山城跡略測図 (S=1:2,000)

山

山城跡 庄原市本郷町 県史跡 (1971年12月23日指定)

山林, 墓地, 寺社境内地 保存状況 良好 立地 独立丘陵 標高384m 比高120m

資料 【毛利家文書】251, 【山内首藤家文書】126・127, 【吉川家文書】366, 【萩藩閤閥録】巻67  
[高須]6, 【芸藩通志】巻132・137

文献 【日本城郭大系】

## 要

山全山が城郭化されている。1郭の中央には檜台状の高まりがある。2郭の北東隅にも檜台状の高まりがあり、現在甲山南麓にある良神社(別名「詰ノ丸八幡」)がかつてここにあったという。3郭は2郭の2m南下にあり、北西端に土塁がある。2郭・3郭のまわりには土塁の痕跡が見られる。4郭は2郭の北東下にあり、北東隅に檜台状の高まりがある。その下には二重の堀切と土塁を配す。これらの郭群の外側にも尾根上に郭群があり、北側に広がるものは各郭の規模が大きい。東と南に広がる郭群は山裾まで延びるが、南側のは加工度が低い。西側の郭群には菩提寺の円通寺があり、これは重要文化財に指定されている。

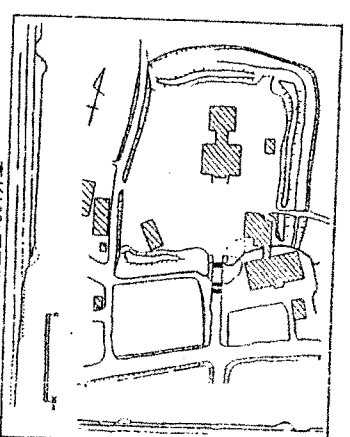
山内氏の本拠城である。



甲山城跡略測図 (S=1:5,000)

## 三月二十九日雨天計画 「三次地方史跡探訪計画」

- ① 知波夜比古神社本殿（市重文）と高杉城跡（県史跡）  
 式内社。観応年間神職＝城主武田甲斐守。杉山城あるいは祝要青とみえる。旗返山城江田氏の支城として、天文22年毛利氏により落城、最大城域は河岸段丘を掘り切った丘陵上の全城（370×250m）とみられる。元就は神社再建にあたって、三原沖の海底から潮土を運び地固めをなし、弘治2年（1556）再建、屋根、千木を一部替えたのみで今日に至る、元就自筆の棟札がある。



高杉城跡平面図

- ② 寺町廃寺跡（県史跡）

「日本霊異記」にある三谷寺の跡とみられている（7世紀末～9世紀）。塔、金堂、講堂、回廊など発見され法起寺式の伽藍配置、塔は11m四方の基段、心礎は不動他は残っていない、金堂は心礎から西15m、15.7m×13.4mの基段、講堂は北へ10m、25.1m×14.7mと推定される、日本霊異記に「禪師弘済は百済国の人なり。百済の乱るる時に当りて、備後国三谿郡の大領の先祖、軍隊に遭わさる。（中略）三谿寺はその禪師のもちて造立する伽藍なり。」一谿跡は背後の和知町で発見。



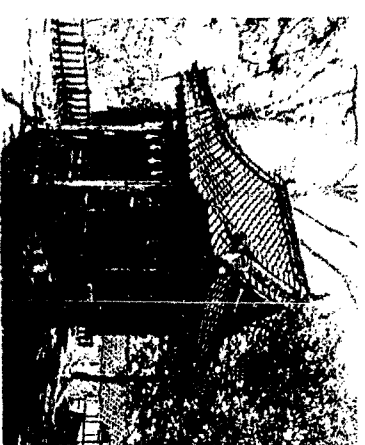
寺町廃寺跡（昭和65）

- ③ 井上高重屋敷跡

土居の地名と土壘がのこる、高重は三吉隆亮の家老、

- ④ 熊野神社

雄略天皇の創建の伝承をもつ、県重文宝蔵。校子（あせこ＝壁の三角材）の古さ、風触の具合、斗組の風格から室町末期の建築（三吉氏の寄進）、三角材を井桁に組み、材の角を外にだし内面は平面造りで、正倉院と同じ造りの校倉建築、入母屋造りで向拝付きは珍しい、尚この神社には、こま狗、釣灯籠、柱金具、木造阿弥陀如来坐像（いずれも市重文）がある。



- ⑤ 鳳源寺

比叡山南麓、領主三吉氏の居館跡に、浅野長治建立（寛永10年）臨済宗妙心寺派。浅野長治の墓、瑤泉院遺髪塔、藤田陶庵の碑、大石良雄手植のしだれ桜、浅野家家老の墓、四十七士木像、などあり。

- ⑥ 比叡山城の出城として上里越後守を置く、始め積山城といったが、福島正則の重臣尾関石見守正勝（2万石）が入り、尾関山城となる。後期三次藩（3万石）は北側に下屋敷を設け、本丸跡には発蒙閣（天文所）を建てる。郭跡は石見台、発蒙台、三吉台、福島台、上里台、因幡台などと呼ばれている。

- ⑦ 頼杏平役宅と三次社倉（県史跡）

三次町の旧館内（藩政庁のあった館の跡）一帯、大曲輪と呼ばれた三次町の中心）杏平が三次町奉行をしていた当時の役宅、杏平は文化10年（1813）備北4郡の庄官を勤め、罷免後、文政11年（1828）から3年間三次町奉行を勤め





